

第3章	災害応急対策計画	1
第1節	災害情報の収集・連絡活動	1
第2節	非常参集職員・災害対策本部の活動	2
第3節	大規模地震における初動期の非常参集職員・災害対策本部の活動	12
第4節	広域相互応援活動	17
第5節	ヘリコプターの運用計画	17
第6節	自衛隊災害派遣活動	17
第7節	救助・救急・医療活動	17
第8節	消防活動	17
第9節	要配慮者に対する応急活動	17
第10節	緊急輸送活動	17
第11節	障害物の処理活動	17
第12節	避難受入れ活動	17
第13節	孤立地域対策活動	18
第14節	食料品等の調達供給活動	18
第15節	飲料水の調達供給活動	18
第16節	生活必需品の調達供給活動	18
第17節	保健衛生、感染症予防活動	18
第18節	遺体の捜索及び処置等の活動	18
第19節	廃棄物の処理活動	18
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	18
第21節	危険物施設等応急活動	18
第22節	上水道施設応急活動	19
第23節	下水道施設応急活動	19
第24節	通信・放送施設応急活動	19
第25節	その他ライフライン施設応急活動	19
第26節	災害広報活動	19
第27節	土砂災害等応急活動	19
第28節	建築物災害応急活動	19
第29節	道路及び橋梁応急活動	19
第30節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	19
第31節	ため池災害応急活動	20
第32節	農林水産物災害応急活動	20
第33節	文教活動	20
第34節	飼養動物の保護対策	20
第35節	ボランティア等の受入体制	20
第36節	労務供給計画	20
第37節	義援物資、義援金の受入体制	20
第38節	災害救助法の適用	20

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

共通対策編 第3章 第2節に同じ

第2節 非常参集職員・災害対策本部の活動

地震災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、その所掌に係る応急対策を速やかに実施するため、災害対策本部等の活動体制に万全を期す。

主な活動

- 迅速な職員の非常参集を行う。
- 災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第1 駒ヶ根市地震災害警戒本部

1 駒ヶ根市地震災害警戒本部の設置時期

市長は、内閣総理大臣から大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第9条による警戒宣言が発せられた場合は、同法第16条の規定により、駒ヶ根市地震災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置する。

2 災害警戒本部の位置

災害警戒本部は、原則として市役所大会議室に置く。

3 災害警戒本部の廃止

- (1) 災害警戒本部は、東海地震災害に関し災害対策基本法第23条第2項に規定する災害対策本部を設置した時をもって廃止されるものとする。
- (2) 災害警戒本部は、内閣総理大臣の警戒解除宣言があったときは、速やかに廃止する。

第2 駒ヶ根市地震災害対策本部

1 駒ヶ根市地震災害対策本部の設置時期

市長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、災害対策基本法第23条第2項の規定により、駒ヶ根市地震災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

2 災害対策本部の設置基準

- (1) 隣接市町村で、震度5弱以上を記録したとき。
- (2) 本市に設置してある震度情報ネットワークシステムの震度計が、震度5弱以上を観測したとき。
- (3) 長野地方気象台の発表にかかわらず、市域に地震により重大な被害が発生したとき。
- (4) 市域に重大な被害が発生するおそれがあるとき。

3 災害対策本部の位置

災害対策本部は、原則として市役所大会議室に置く。ただし、市役所が被災したときは、市長が指定する場所に置く。

4 災害対策本部の廃止

災害の発生するおそれがなくなったと認められたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

5 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を通知又は公表する。

災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法等

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当班
庁内各部班	庁内放送又は駒ヶ根市グループウェア	総務対策部危機管理班
県（上伊那地域振興局）	防災行政無線、電話その他迅速な方法	総務対策部危機管理班
県警（駒ヶ根警察署）	防災行政無線、電話その他迅速な方法	総務対策部危機管理班
指定公共機関等	電話その他迅速な方法	総務対策部危機管理班
市民	防災行政無線、広報車、音声告知放送、ホームページ等	総務対策部危機管理班、 企画振興班
報道機関	口頭又は文書	総務対策部企画振興班

第3 災害警戒本部又は災害対策本部の組織、運営等

災害警戒本部又は災害対策本部（以下この章において「災害対策本部等」という。）の組織運営及び事務分掌は、駒ヶ根市の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。更に、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を災害対策本部等の下に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

1 災害対策本部等の組織

(1) 災害対策本部等の組織

災害対策本部等の組織は、共通対策編第3章第1節「災害対策本部の編成及び事務分掌」に示すとおり構成する。

(2) 本部長及び副本部長

ア 市長を本部長とし、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

イ 本部長に事故があるときは、副市長が本部長の職務を代理する。

ウ 副市長の代理は総務部長が行うものとする。

(3) 本部員

災害対策本部等の本部員（以下「本部員」という。）は、駒ヶ根市組織条例（昭和29年駒ヶ根市条例第5号）第2条に規定する部の部長、技監、教育次長、議会事務局長をもって充てる。

(4) 本部会議

ア 本部長は、災害対策本部等を設置したときは、直ちに本部会議を設置する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって組織する。

(5) 現地災害対策本部

ア 本部長は、必要があると認めるときは、被災地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

イ 現地本部長は副本部長又は本部員のうちから、現地本部員は本部員又は本部職員のうちから、現地本部職員は本部職員のうちから本部長が指名する。

(6) 災害対策本部等の標識等

災害対策本部等が設置されたときは、標識を掲げる。

2 本部会議の開催

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部等の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

(1) 報告事項

副本部長及び本部員は、直ちに災害対策本部等に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

(2) 協議事項

ア 災害対策本部等の配備体制の切替え及び廃止に関すること。

イ 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること。

ウ 災害対策経費の処理に関すること。

エ 災害救助法の適用の意見に関すること。

オ その他災害対策の重要事項に関すること。

第4 活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、状況に応じ次の配備体制をとる。

この場合において、配備の区分、発令基準及び配備人員は「第5 配備体制の基準」による。

1 警戒体制

(1) 地震が発生するおそれがある場合又は発生した規模が小さく当市に与える影響が少ない場合は、状況に応じた警戒体制をとる。

(2) 南海トラフ地震については、過去の発生事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、県内で観測された震度が3未満であっても警戒体制をとる。

2 災害警戒本部

災害警戒本部を設置した場合は、第3次配備とする。

3 災害対策本部

市内の震度が6弱を超える大地震が発生した場合は、第3次配備とし、初動期（特に3日間）は第3節「大規模地震における初動期の非常参集職員・災害対策本部の活動」により活動する。

第5 配備体制の基準

1 配備区分及び発令基準

配備区分及び発令基準は次のとおりとし、災害対策本部等の設置の有無に関わらず配備体制をとる。

配備区分	発令基準
第1次配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 隣接市町村で震度4を記録したとき。 2 本市に設置してある震度情報ネットワークシステムの震度計が、震度4を観測したとき。 3 気象庁長官から東海地震に関連する調査情報が発表されたとき。 4 その他市長が必要と認めたとき。
第2次配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 隣接市町村で震度5弱以上を観測し発表したとき。 2 本市に設置してある震度情報ネットワークシステムの震度計が、震度5弱以上を観測したとき。 3 長野気象台の発表に係らず、市域に地震による重大な災害が発生したとき。 4 その他市長が必要と認めたとき。
第3次配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 隣接市町村で震度6弱以上を観測し発表したとき。 2 本市に設置してある震度情報ネットワークシステムの震度計が、震度6弱以上を観測したとき。 3 本市で、震度速報の震度6弱以上が発表されたとき。 4 長野気象台の発表に係らず、市域に地震による重大な災害が発生したとき。 5 気象庁長官から東海地震注意情報が発表されたとき。 6 気象庁長官から東海地震予知情報が発表（内閣総理大臣から警戒宣言が発令）されたとき。 7 その他市長が必要と認めたとき。

2 配備人員

配備人員の基準は、次のとおりとする。

(1) 第1次配備体制

対策部	対策班	配備 人数	要員
駒ヶ根市組織条例（昭和29年駒ヶ根市条例第5号）第2条に規定する部の部長、技監、教育次長、議会事務局長			
総務部	危機管理課	6	課長、地域防災係、消防交通安全係、情報係
産業部	農林課	4	課長、農地係長、農政係長、耕地林務係長
建設部	建設課	3	課長、監理係長、道路河川係長
	上下水道課	6	課長、調整幹、維持管理担当幹、下水道係長

(2) 第2次、第3次配備体制

対策部	対策班	出先等	第2次 配 備 職員数 (人)	要員	第3次 配 備
総務 対策部	総務班		5	課長 行政管理係長 人権・男女共同室長 職員係長 車両管理係長	全職員
	中沢地区対策班		1	支所長	全職員
	東伊那地区対策班		1	支所長	全職員
	企画振興班		5	課長 企画調整係長 地域振興係長 少子化対策・交通政策係長 秘書広報室長	全職員
	財政班		3	課長 財政係長 契約財産係長	全職員
	税務班		5	課長 収税係長 市民税係長 資産税係長 債権管理室長	全職員
	危機管理班		6	第1次配備要員	全職員
	会計班		2	会計管理者 会計室長	全職員

対策部	対策班	出先等	第2次 配 備 職員数 (人)	要員	第3次 配 備
民生 対策部	福祉課		4	課長 高齢福祉係長 社会福祉係長 障がい福祉係長	全職員
		福祉企業センター	1	所長	全職員
	地域保健班		4	課長 地域ケア係長 介護予防係長 健康長寿係長	全職員
	市民班		3	課長 市民係長 国保医療係長	全職員
	生活環境班		3	課長 環境保全係長 環境衛生係長	全職員
産業 対策部	農林班		7	第1次配備要員 耕地林務係3名	全職員
	商工振興班		4	課長 工業係長 商業係長 移住・交流推進室長	全職員
	観光推進班		3	課長 観光係長 山岳高原係長	全職員
建設 対策部	建設班		6	第1次配備要員 地籍調査係長 指定職員2名	全職員
	都市計画班		3	課長 景観建築係長 都市計画係長	全職員

対策部	対策班	出先等	第2次 配 備 職員数 (人)	要員	第3次 配 備
	上下水道班		9	第1次配備要員 経理係長 管理係長 指定職員（上下水道係員3名）	全職員
教育対策部	子ども班		6	課長 教育総務係長 子育て家庭教育係長 母子保健係長 幼児教育係長 学校教育係長	全職員
		赤穂小学校	1	嘱託職員	全職員
		赤穂東小学校	1	嘱託職員	全職員
		赤穂南小学校	1	嘱託職員	全職員
		中沢小学校	1	嘱託職員	全職員
		東伊那小学校	1	嘱託職員	全職員
		赤穂中学校	1	嘱託職員	全職員
		東中学校	1	嘱託職員	全職員
		赤穂学校給食センター 竜東学校給食センター 赤穂南学校給食センター	1	所長	全職員
		北割保育園	1	園長	全職員
		美須津保育園	1	園長	全職員
		赤穂保育園	1	園長	全職員
		飯坂保育園	1	園長	全職員
		経塚保育園	1	園長	全職員
		すずらん保育園	1	園長	全職員
		中沢保育園	1	園長	全職員
		東伊那保育園	1	園長	全職員
		赤穂南幼稚園	1	園長	全職員
		下平幼稚園	1	園長	全職員
		つくし園	1	園長	全職員

対策部	対策班	出先等	第2次配備職員数(人)	要員	第3次配備
	社会教育班		4	課長 生涯学習係長 スポーツ振興係長 文化係長	全職員
		赤穂公民館	2	館長、係長	全職員
		中沢公民館	1	館長又は主事	全職員
		東伊那公民館	1	館長又は主事	全職員
議会対策部	議会班		3	全職員	全職員

3 配備の方法

(1) 勤務時間内における配備

- ア 各部長は、配備指令により、直ちに平常業務を中止し、あらかじめ定めた職員を配置につけ、警戒活動又は応急対策活動を命令する。
- イ 配備についての職員は、上司の命令に従い、直ちに警戒活動又は応急対策活動を実施する。

(2) 勤務時間外における配備

- ア 各部長は、配備指令により、あらかじめ定めた職員を動員する。
- イ 動員命令を受けた職員は、直ちに所属する部署に参集する。
- ウ 各部長は、職員の参集状況に応じ、順次応急対策活動班を編成する。ただし、緊急やむを得ない場合は、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができる。
- エ 動員命令の伝達は、本部連絡員を通じ、各部署で事前に定めた連絡方法によって伝達する。
- オ あらかじめ定められた者以外の職員についても、震度4の場合は、自宅待機を原則とする。
- カ 出動区分の震度が不確定の場合であっても、震度の体感によりその震度相応の災害の発生が予測される場合は参集する。

4 動員の原則

(1) 事前命令による動員

各部長は、配備指令に基づき、動員を実施する。

(2) 特別な命令による動員

本部長は、交通が途絶し、職員の所属勤務先への参集が困難であると認めた場合は、直近の支所等へ動員を命ずることができる。

この場合の伝達は、あらかじめ定めた動員指令の伝達方法のほか、防災行政無線、ラジオ等多様な手段をもって行う。

5 参集時の留意事項

(1) 参集者の服装・携行品

防災服（防災服によりがたい場合は応急活動に便利で安全な服装）とし、ヘルメット、帽子、手袋、タオル、水筒、食料品、筆記具、懐中電灯、携帯ラジオ、応急医薬品等を携行する。

(2) 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において人身事故等に遭遇した時は、付近住民に協力し、救命を第一とするとともに、最寄りの支所部、消防署等へ通報する。

(3) 被害状況等の報告

職員は、参集途上で知り得た被害状況等を、所属長又は参集場所の指揮者に報告する。

6 配備状況等の報告

各部長は、配備指令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに配備活動状況、災害情報等について把握し、本部長に報告する。

配備指令発令様式

危機管理課より、お知らせします。	
①	1. ○日○時○分、東海地震の警戒宣言が発表されました。
	2. ○○地域に、○○のため、○○発生のおそれがあります。
	3. ○○地区に、○○が発生しました。
このため、○日○時○分、	
②	「第○次配備」が発令されました。 指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。
なお、災害に関する情報は、直ちに報告してください。	

(注1) 時刻、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的かつ簡潔に言うこと。

(注2) 同じ内容を3回繰り返すこと。

第6 防災中枢機能等の確保

1 組織としての機能の確保

本部長が不在等でその職務が遂行できないときは、副市長（副本部長）がその職務を代理する。また、副市長（副本部長）も不在等でその職務を代理できない時は、総務対策部長が代理する。

2 拠点としての機能の確保

本部となる市庁舎に重大な被害を受け、その機能を果たせないときは、市民体育館又は駒ヶ根市武道館等の応急対策に支障をきたさない公共施設を選定し、災害対策本部長が指定する。

市庁舎は、防災拠点の中核である。その機能が十分果たせるよう、非常用発電機等の設備の維持管理に努める。

(1) 通信手段の確保

災害発生直前対策に基づき、無線設備の点検、機器の準備及び発電機の燃料等について準備をする。

(2) 自家発電設備の確保

停電に備え、自家発電設備の再点検、燃料の確認等を行い、電源の確保を図る。

ア 自家発電設備の容量

発電機出力	燃料種別	燃料容量	連続稼働時間
200kVA	軽油	830 <small>リットル</small>	18 時間

イ 自家発電機設備により使用できる機器

(ア) 庁舎（自動切替え、ただし、動力については、手動選択停止）

(イ) 市民体育館（手動切替え、ただし、照明のみ）

(ウ) 市営グラウンド（手動切替え、ただし、南側と東側の照明柱2基）

(エ) 武道館（手動切替え）は、庁舎の被災等による使用不能の場合にのみキャップタイヤケーブルによる配線にて送電する。

(3) 飲料水、食料の確保

ア 受水槽を満水にするよう努めるとともに、発災後は水洗トイレ等への給水を制限し、飲料水の確保に努める。

イ 職員のための食料の確保を行う。

3 災害対策本部等の運営上必要な資機材等の確保

- (1) 災害対策図板の設置
- (2) 被害状況図板の設置
- (3) 携帯ラジオ及びテレビの確保
- (4) 懐中電灯等照明用具の確保
- (5) 衛星携帯電話の確保
- (6) オフロードバイクの確保
- (7) その他必要資機材の確保

第3節 大規模地震における初動期の非常参集職員・災害対策本部の活動

交通手段が途絶え、職員自身も被災し、通常業務に準じた体制の人員確保ができない状況での初動期（3日間～1ヶ月）の災害対策本部の活動体制について示す。

なお、災害対策本部の組織的な活動が可能となった段階で本部長は、第2節「非常参集職員・災害対策本部の活動」（震災3-2ページ）による体制に移行する。

主な活動

- 勤務時間外における、迅速な職員の自主参集を行う。
- 迅速な災害対策本部の設置等を行う。

第1 駒ヶ根市災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置基準

大規模地震における初動期の災害対策本部の設置基準は次のとおりとする。

- (1) 近隣の市町村で、震度6弱以上を記録したとき。
- (2) 本市に設置してある震度情報ネットワークシステムの震度計が、震度6弱以上を観測したとき。
- (3) 長野地方気象台の発表にかかわらず、市域に被害の想定程度の甚大な被害が発生したとき。

2 災害対策本部の位置

災害対策本部は、市役所庁舎前（又は駒ヶ根市防災拠点広場）に設置し、市役所大会議室（第1順位）及び市民体育館（第2順位）の安全が確認され次第、災害対策本部を移動する。

3 設置及び廃止の通知

第2節「非常参集職員・災害対策本部の活動」とおりとする。

第2 災害対策本部の組織、運営等

災害対策本部の組織運営は、第2節「非常参集職員・災害対策本部の活動」を基本とするが、大規模地震の場合には、職員が被災すること及び勤務時間外で参集に時間を要することが想定されるため、発災直後の初動期における本部体制を確立する。

なお、本部体制が組織的な活動が可能となった段階で、本部長は、第2節「非常参集職員・災害対策本部の活動」により各部各班の事務分掌による業務体制に移行する。

1 災害対策本部組織

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、共通対策編第3章第1節「災害対策本部の編成及び事務分掌」とするが、発災直後は、参集順に上位職員が指揮命令を行い、本部体制を確立する。

また、市議会正副議長、消防団長、赤十字奉仕団委員長は、災害対策本部の構成員とする。

(2) 本部長、副本部長、本部員及び本部会議

第2節「非常参集職員・災害対策本部の活動」のとおりとする。

(3) 初動期の班

第2節「非常参集職員・災害対策本部の活動」による部及び班の組織的活動が可能となるまでの間、本部長（本部長及び副本部長に事故あるときは上位職員）は、参集職員を次のとおり初動期の班を参集職員により編成し、初動期の災害応急対策を実施する。

なお、初動期の班長は、参集職員の中から本部長が指名する。

ア 本部対策班

関係機関・団体との調整・要請、被災状況の把握、救援計画の検討、その他本部長の指示事項

イ 情報収集班

被災状況の把握、避難状況の把握、道路状況の把握（救出・救援ルートの確保）、福祉・教育・医療の各施設の状況把握、その他本部長の指示事項

ウ 救援班

救援物資の調達、飲料水・食糧の調達及び配布手段の確保、その他本部長の指示事項

エ 避難者支援拠点班

被害等の情報の把握及び避難者に必要な支援を行うため、小学校通学区を単位として、市内を5分割し、各小学校に避難者支援拠点を設置する。

避難者支援拠点には、職員を配置し、区長・消防団・赤十字奉仕団・駐在所等と連携し、現地対策本部的な役割を担うとともに、小学校通学区区域内の情報の収集と伝達及び指定避難所・自主避難所の支援を行う。

市議会議員は、正副議長を除き、避難者支援拠点での避難者の支援を行う。

(ア) 小学校長との協議

施設管理者である小学校長と、避難者支援拠点の設置に関して、施設及び設備の使用についてあらかじめ協議を行う。発災直後も同様の協議を行う。

(イ) 避難者支援拠点の機能

a 情報の収集

通学区内の被災状況、避難状況、食糧及び生活必需品等の避難者支援に関する状況などのあらゆる情報を収集し、災害対策本部に伝達して対応策の指示を受ける。

b 情報の伝達

関係住民に災害対策本部が発信する被災状況、余震情報、救援物資に関する情報を伝達する。

c 応急対応

情報収集とともに、被災者の救援及び消火活動など緊急を要する対応については、消防団と協議し、自主防災会の応援を得て応急対応を行う。

d 避難者支援

避難者に対して、災害対策本部と連携して、食糧など生活必需品の調達、簡易トイレ等の設置、避難所の秩序の維持に関する助言などの対応を行う。

なお、避難が長期化する場合は、学校体育館は小学校通学区区域内の機関の避難所となるため、避難所としての体制を整える。

(ウ) 避難者支援拠点の陣容

a 市

職員を派遣し、消防団及び自主防災会（連絡員）と協議・連携して、避難者支援拠点（現地対策本部）の運営にあたる。

b 消防団

通学区内の消防団分団長又は幹部を配置する。

c 自主防災会

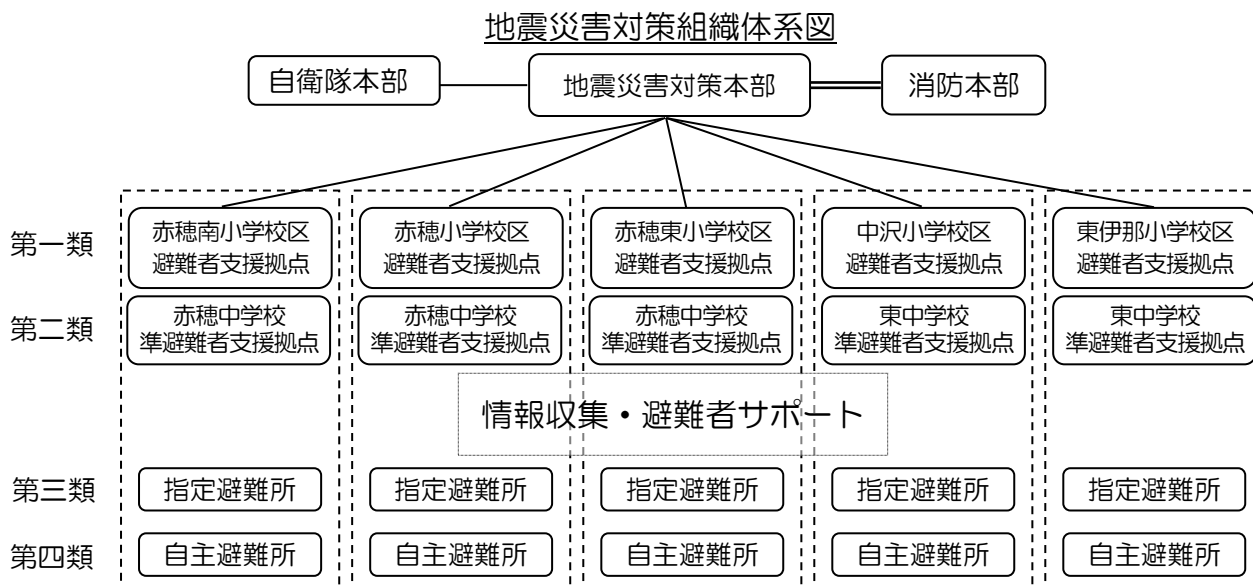
自主防災会長（区長）は、区の対策本部に就くため、避難者支援拠点へ連絡員を2名以上配置する。（連絡員が直接情報を伝達することが想定される）

d 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団委員長は、奉仕団員を地区割りし、適宜配置する。

オ 準避難者支援拠点

市内の5つの避難者支援拠点を補完する必要がある場合は、赤穂中学校と東中学校に準避難者支援拠点を設ける。



2 情報の一元化と指揮命令

速やかな救出・救援は、的確な情報の把握にあり、情報の一元化と共有が不可欠である。

また、発災直後は、救急要請、火災消火要請が主体となる。

(1) 発災後1日目(24時間)

ア 発災後1日目(24時間)は、上伊那広域消防本部に救急・火災情報を一元化する。

イ 指揮は、総体の指揮を災害対策本部長が行い、消防団長は災害対策本部に就き、救急・火災等の現場指揮は、上伊那広域消防本部において消防長及び消防団副団長が連携してあたる。従って、上伊那広域消防本部に連絡員を配置して、災害対策本部及び自衛隊との相互の連携を図る。

ウ 情報の収集は、オフロードバイクの状況調査、避難者支援拠点からの情報報告、アマチュア無線、上伊那広域消防本部消防無線、消防団無線、自主防災会防災行政無線、衛星携帯電話により行う。

(2) 発災2日目以降

ア 発災2日目には、発災後の救急・火災が沈静化し、避難者の支援及び復興への準備が主体となり、災害対策本部に情報を一元化する。

イ 指揮は、災害対策本部長とする。従って、災害対策本部に上伊那広域消防本部の連絡員を配備する。

3 救出・救援の優先度

想定震度でも、地理的条件、家屋等の老朽度合い、家屋等の密集度合いなどにより、地域的な被災の状況は、大きく異なると思われる。

そこで、大規模地震の発災直後の救出・救援の大まかな対応を、あらかじめ決めておくものとする。

(1) 救出体制

救出・救助を最優先とする。

(2) 消火活動

上伊那広域消防本部は、救助業務に必要な消火活動を最優先する。

消防団の各分団は、自主防災会の協力を得て、管轄区域内の消火活動に最善を尽くす。

(3) 幹線道路の確保

国道・ICアクセス及び竜東地区への幹線確保を最優先する。

次に、避難者支援拠点及び孤立集落への連絡路を確保する。

(4) 救援物資の優先

医療施設・福祉施設を最優先する。

第3 配備体制の基準

1 配備方法

(1) 勤務時間内における配備

ア 災害対策本部長は、直ちに平常勤務を中止し、あらかじめ定めた職員を基本に、配備可能職員による初動期の班編成及び配備命令をして配置につけ、警戒活動又は応急対策活動を命令する。

イ 配備についての職員は、上司の命令に従い、直ちに警戒活動又は応急対策活動を実施する。

(2) 勤務時間外における配備

ア 大規模地震が発生するおそれのある場合は、各部長は全職員を動員し、「勤務時間内における配属」により、直ちに警戒活動を実施する。

イ 大規模地震が発生した場合、全職員は、あらかじめ定められた集合場所に自主参集し、上司又は上位者（参集者のうち職層職又は職務職の上位の者）の命令に従い、直ちに警戒活動又は応急対策活動を実施する。

なお、あらかじめ定める集合場所は、原則として次のとおりとする。嘱託職員は、各班長があらかじめ参集場所をさだめることとする。

(ア) 災害対策本部の設置場所への参集職員（本部設置順序 市営グラウンド→市役所→武道館）

- a 市長、副市長、教育長、技監、部長
- b 課長（あらかじめ定められた避難者支援拠点参集職員は除く。）
- c 係長（あらかじめ定められた避難者支援拠点参集職員は除く。）
- d 危機管理課、農林課、建設課、上下水道課の職員
- e 市外に居住している職員

(イ) 所属職場への参集職員

- a 出先職場の課長及び調整幹
- b 出先職場の係長等
支所長、給食センター所長及び次長、保育園長・幼稚園長及び主任保育士、公民館主幹
- c 出先職場の職員
支所、公民館、学校用務員

(ウ) 避難者支援拠点（市内小学校校庭）への参集職員

- a 係長のうち、各避難者支援拠点の責任者としてあらかじめ定められた職員
- b 災害対策本部設置場所及び所属職場への参集職員以外は、居住地の通学区である小学校校庭に参集する。

2 動員の原則、参集時の留意事項

動員の原則及び参集時の留意事項については、第2節「非常参集職員・災害対策本部の活動」のとおり行う。

第4 防災中枢機能等の確保

防災中枢機能等の確保については、第2節「非常参集職員・災害対策本部の活動」のとおり行う。

第4節 広域相互応援活動

共通対策編 第3章 第3節に同じ

第5節 ヘリコプターの運用計画

共通対策編 第3章 第4節に同じ

第6節 自衛隊災害派遣活動

共通対策編 第3章 第5節に同じ

第7節 救助・救急・医療活動

共通対策編 第3章 第6節に同じ

第8節 消防活動

共通対策編 第3章 第7節に同じ

第9節 要配慮者に対する応急活動

共通対策編 第3章 第8節に同じ

第10節 緊急輸送活動

共通対策編 第3章 第9節に同じ

第11節 障害物の処理活動

共通対策編 第3章 第10節に同じ

第12節 避難受入れ活動

共通対策編 第3章 第11節に同じ

第13節 孤立地域対策活動

共通対策編 第3章 第12節に同じ

第14節 食料品等の調達供給活動

共通対策編 第3章 第13節に同じ

第15節 飲料水の調達供給活動

共通対策編 第3章 第14節に同じ

第16節 生活必需品の調達供給活動

共通対策編 第3章 第15節に同じ

第17節 保健衛生、感染症予防活動

共通対策編 第3章 第16節に同じ

第18節 遺体の捜索及び処置等の活動

共通対策編 第3章 第17節に同じ

第19節 廃棄物の処理活動

共通対策編 第3章 第18節に同じ

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

共通対策編 第3章 第19節に同じ

第21節 危険物施設等応急活動

共通対策編 第3章 第20節に同じ

第22節 上水道施設応急活動

共通対策編 第3章 第21節に同じ

第23節 下水道施設応急活動

共通対策編 第3章 第22節に同じ

第24節 通信・放送施設応急活動

共通対策編 第3章 第23節に同じ

第25節 その他ライフライン施設応急活動

共通対策編 第3章 第24節に同じ

第26節 災害広報活動

共通対策編 第3章 第25節に同じ

第27節 土砂災害等応急活動

共通対策編 第3章 第26節に同じ

第28節 建築物災害応急活動

共通対策編 第3章 第27節に同じ

第29節 道路及び橋梁応急活動

共通対策編 第3章 第28節に同じ

第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

共通対策編 第3章 第29節に同じ

第31節 ため池災害応急活動

共通対策編 第3章 第30節に同じ

第32節 農林水産物災害応急活動

共通対策編 第3章 第31節に同じ

第33節 文教活動

共通対策編 第3章 第32節に同じ

第34節 飼養動物の保護対策

共通対策編 第3章 第33節に同じ

第35節 ボランティア等の受入体制

共通対策編 第3章 第34節に同じ

第36節 労務供給計画

共通対策編 第3章 第35節に同じ

第37節 義援物資、義援金の受入体制

共通対策編 第3章 第36節に同じ

第38節 災害救助法の適用

共通対策編 第3章 第37節に同じ